

見積書提出依頼

平成30年3月13日(火)13:30

件名	平成30年度陸運事務所の機械設備保守業務
業務内容等	別紙(仕様書)のとおり
履行期限	平成30年4月1日から平成31年3月31日まで
見積書提出場所	〒900-0006 沖縄県那覇市おもろまち2-1-1 沖縄総合事務局 総務部 会計課 支出負担行為第2係 ※ 見積書を郵送する場合は下記提出期限までに必着とし、下記見積書に関する問い合わせ先へ受領を確認すること。
見積書提出期限	平成30年3月20日(火)13:30厳守
見積書に関する問い合わせ先	沖縄総合事務局 総務部会計課 支出負担行為第2係 TEL:098-866-0031(内線)81347
仕様書に関する問い合わせ先	沖縄総合事務局 陸運事務所 輸送部門 宮城 TEL:098-877-5140
留意事項	[1] 発注依頼は、見積書提出期限の17:00までに電話連絡いたします(発注のない事業者様への連絡は控えさせていただきますのでご了承ください)。 ※ 本業務に係る契約締結は当該業務に係る平成30年度本予算が成立し、予算示達がなされることを条件と致します。 (1)「オープンカウンター方式実施要領」に基づき手続きを進めますので、要領を熟読のうえ、見積書を提出して下さい。 (2)オープンカウンター参加者は、見積書の提出をもって暴力団排除に関する誓約事項(別添)に誓約したものとします。 (3)見積書は任意様式でご提出願います。但し、下記について御留意下さい。 ・ 提出日及び件名を記載する。 ・ 宛名は「沖縄総合事務局総務部長」とする。 ・ 会社名、代表者役職、氏名を記載し、代表者印(又は社印+個人名印)を押印する ・ 見積金額に消費税額(8%)を乗じた金額までを記載すること。 なお、一円未満の端数がある場合は切り捨てることとする。 (4)年間契約として、契約金額が150万円未満の場合は請書、150万円を超える場合は契約書を交わしますのでご留意下さい。 (5)支払いは年2回(半年毎)払いとし、適法な請求書を受領した日から30日以内の支払いとします。請求書は各入居官署(陸運事務所、独立行政法人自動車技術総合機構沖縄事務所)に対し分担額に応じて提出するものとする。 (6)仕様書等に関する質問については、上記担当者までご連絡下さい。

暴力団排除に関する誓約事項

当社（個人である場合は私、団体である場合は当団体）は、下記事項について入札書又は見積書の提出をもって誓約します。

この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

また、貴府（庁）の求めに応じて当方の役員名簿（有価証券報告書に記載のもの（生年月日を含む。）ただし、有価証券報告書を作成していない場合は、役職名、氏名、性別及び生年月日の一覧表）等を提出すること、及び当該名簿に含まれる個人情報等を警察に提供することについて同意します。

記

1 次のいずれにも該当しません。また、当該契約満了まで該当することはありません。

(1) 契約の相手方として不適当な者

ア 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき

イ 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき

ウ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき

エ 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき

(2) 契約の相手方として不適当な行為をする者

ア 暴力的な要求行為を行う者

イ 法的な責任を超えた不当な要求行為を行う者

ウ 取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為を行う者

エ 偽計又は威力を用いて甲又はその職員の業務を妨害する行為を行う者

オ その他前各号に準ずる行為を行う者

2 暴力団関係業者を下請負又は再委託の相手方としません。

3 下請負人等（下請負人（一次下請以降の全ての下請負人を含む。）及び再受託者（再委託以降の全ての受託者を含む。）並びに自己、下請負人又は再受託者が当該契約に関して個別に締結する場合の当該契約の相手方をいう。）が暴力団関係業者であることが判明したときは、当該契約を解除するため必要な措置を講じます。

4 暴力団員等による不当介入を受けた場合、又は下請負人等が暴力団員等による不当介入を受けたことを知った場合は、警察への通報及び捜査上必要な協力を行うとともに、発注元の契約担当官等へ報告を行います。

平成30年度陸運事務所の機械設備保守業務 仕様書

契約期間：平成30年4月1日～平成31年3月31日

履行业務：①自動扉及び電動シャッター保守点検業務
②空調機保守点検業務

実施場所：沖縄総合事務局陸運事務所

独立行政法人自動車技術総合機構沖縄事務所

(沖縄県浦添市港川512-4)

【適用】

この仕様書は、沖縄総合事務局陸運事務所及び独立行政法人自動車技術総合機構沖縄事務所が発注する自動扉及び電動シャッター並びに空調機保守業務に適用する。業務の履行については、契約書等によるもののほか、この仕様書の定めることによる。なお、契約は沖縄総合事務局総務部長及び独立行政法人自動車技術総合機構沖縄事務所長並びに受託者との三者契約で行うものとする。

【仕様①】自動扉及び電動シャッター保守点検業務

1. 対象物件

- 自動扉開閉装置 6台（ナブコ）
- 電動シャッター 5台（三和シャッター工業）

2. 保守点検実施回数及び実施月

- ①自動扉開閉装置 年4回（5月・8月・11月・2月）
 - ②電動シャッター 年2回（5月・11月）
- ※実施日については、発注担当者と協議すること。

3. 点検内容

- ① 1. に記載する対象物件の正常作動を維持するため、別紙1の点検項目に基づき装置の異常の有無の点検と注油調整
- ②必要に応じて次の消耗品の交換
ビス・ナットボルト・ヒューズ・ターミナル・ドライブプーリー・従動プーリー・振れ止め・ドアハンガー

4. 受注者の責務

（1）個人情報の保護

本業務を実施するにあたって、【別紙】「個人情報取扱特記事項」に基づき、業務上知り得た情報の開示、漏洩、又は本業務以外の用途に使用しないこと。また、そのために必要な措置を講じること。

関係者等に対しメールによる連絡をする場合にあっては、他の受信者のメールアドレスが閲覧できないようBCC機能により送信するなど、個人情報等（他の受信者の個人情報以外の情報を含む。）の流出防止に万全を期すこと。

（2）障害者に対する社会的障害の除去の実施に対する合理的配慮

本業務の実施するにあたって、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成25年法律第65号）第9条第1項に基づく「内閣府本府における障害を理由とする差別の解消の推進に関する対応要領※」（平成27年11月2日内閣府訓令第39号）第3条に規定する合理的配慮について留意すること。

※URL：<http://www8.cao.go.jp/shougai/suishin/sabekai/pdf/taioyoryo.pdf>

5. 点検結果の報告

点検完了後、遅滞なく保守点検結果報告書を提出すること。

点 検 項 目

1. 自動扉開閉装置

(1) サッシ部

- ①点検カバー（取付状態）
- ②ガイドレール（状態）
- ③振れ止め・扉ガイド（状態）
- ④扉（傷・状態）
- ⑤隙間（扉吊り込み状態）
- ⑥指詰め防止（クリアランス状態）

(2) 懸架部

- ①ハンガーレール（摩耗・損傷）
- ②ドアハンガー（吊車の摩耗）
- ③外れ止め（隙間・取付状態）
- ④ストッパー（取付状態）

(3) 動力作動部

- ①ドアエンジン（動作時の異音）
- ②駆動軸（変形・摩耗）
- ③ドライブプーリー（摩耗・劣化）
- ④従動プーリー（摩耗・劣化）
- ⑤ベルト・チェーン・ワイヤー（張り・劣化）

(4) 制御部電気回路

- ①コントローラー（取付状態）
- ②開速度（0～7 or mm/sec）
- ③閉速度（0～7 or mm/sec）
- ④閉クッション（0～3）
- ⑤開保持タイマー（秒）
- ⑥配線（納り・指示・接締状態）
- ⑦総合動作（通常開閉・反転動作）

(5) その他

- ①起動センサー・補助センサー
- ②その他必要事項

2. 電動シャッター

- ①点検口の状況
- ②降下位置障害
- ③操作障害
- ④開閉機
- ⑤ブレーキ位置
- ⑥手動装置
- ⑦スプロケット・チェーン
- ⑧ロープ車・ワイヤー
- ⑨シャフト・ブラケット
- ⑩スラット・吊り車
- ⑪座板
- ⑫ケース・まぐさ
- ⑬ガイドレール
- ⑭制御板

- ⑮リミットスイッチ
- ⑯押ボタンスイッチ
- ⑰手動開閉装置
- ⑱自動開閉装置
- ㉑安全スイッチ

【仕様②】空調機保守点検業務

1. 対象機種及び数量 別紙2のとおり

2. 業務内容

(1) 点検調整実施期間は5月から11月の間の毎月及び2月とし、5月については冷房開始前の点検を同時に実施し、11月については冷房終了後の点検調整を同時に実施すること。
なお、2月については、フロンガス排出抑制法に基づく簡易点検（対象設備に限る）のみ実施すること。

(2) 保守業務の内容は次のように行うこと。

- ①自動制御装置の点検調整
- ②電気関係の絶縁測定
- ③運転状態の確認
- ④冷媒漏れの点検
- ⑤送風機の点検
- ⑥機械清掃

(3) 保守点検を実施した場合には、保守点検表を作成し、毎月報告し承認を得ること。

(4) 事故の発生その他の理由により必要な場合には、点検日以外の日にも呼出に応じること。

3. 受注者の責務

(1) 個人情報の保護

本業務を実施するにあたって、【別紙】「個人情報取扱特記事項」に基づき、業務上知り得た情報の開示、漏洩、又は本業務以外の用途に使用しないこと。また、そのために必要な措置を講じること。

関係者等に対しメールによる連絡をする場合にあっては、他の受信者のメールアドレスが閲覧できないようBCC機能により送信するなど、個人情報等（他の受信者の個人情報以外の情報を含む。）の流出防止に万全を期すこと。

(2) 障害者に対する社会的障害の除去の実施に対する合理的配慮

本業務の実施するにあたって、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成25年法律第65号）第9条第1項に基づく「内閣府本府における障害を理由とする差別の解消の推進に関する対応要領※」（平成27年11月2日内閣府訓令第39号）第3条に規定する合理的配慮について留意すること。

※URL：<http://www8.cao.go.jp/shougai/suishin/sabekai/pdf/taioyoryo.pdf>

機 種	台 数
【庁舎系統】	
1 ウォーターチリングユニット (空冷式) UWAP1800G6R (ダイキンアプライドシステムズ) a. 冷房開始前の点検調整 b. 冷房期間中の点検調整 c. 冷房終了後の点検調整保存作業 ※当該設備は、簡易点検対象設備	1台
2 エアハンドリングユニット AHC13EAR (ダイキン工業(株)) a. ファンモーター絶縁試験 b. 注油 c. ベルト調整 d. フィルター清掃	1台
3 エアハンドリングユニット AHC8EAR (ダイキン工業(株)) a. ファンモーター絶縁試験 b. 注油 c. ベルト調整 d. フィルター清掃	1台
4 空気調和機及び濾材誘電形エアフィルター TRA33×1700RH ((株)東洋製作所) a. ファンモーター絶縁試験 b. 注油 c. ベルト調整 d. フィルター清掃	2台
5 ファンコイルユニット a. フィルター清掃 b. ファンモーター電気試験	25台
6 冷水ポンプ 2.2KW a. モーター絶縁試験 b. グランドパッキン、カップリング、ベアリング点検調整	3台
7 揚水ポンプ a. モーター絶縁試験 b. グランドパッキン点検調整	2台
8 加圧給水ポンプ a. モーター絶縁試験	1台

<p>b. グランドパッキン、カップリング点検調整</p> <p>9 換気扇（1階トイレ5台、控室1台、給湯室1台、喫煙室1台、2階トイレ2台）清掃</p> <p>10 エアーカーテン（1階自動ドア）フィルター清掃 (MITSUBISHI ELECTRIC)</p> <p>11 天井カセット形冷房機（シングル） (Panasonic、MITSUBISHI ELECTRIC)</p> <p>a. フィルター清掃</p> <p>b. 点検調整</p> <p>※当該設備は、簡易点検対象設備</p> <p>12 天井カセット形冷房機（ツイン）(MITSUBISHI)</p> <p>a. フィルター清掃</p> <p>b. 点検調整</p> <p>※当該設備は、簡易点検対象設備</p> <p>13 壁掛ルーム形冷房機 ※当該機器は5月と11月のみ実施 (CORONA)</p> <p>a. フィルター清掃</p> <p>b. 点検調整</p>	<p>10台</p> <p>3台</p> <p>8台</p> <p>2台</p> <p>2台</p>
---	--

【検査場系統】		
1	空冷チリングユニット RCF1500AZ1 (日立ジョンソンコントロールズ空調(株)) a. 冷房開始前の点検調整 b. 冷房期間中の点検調整 c. 冷房終了後の点検調整保存作業 ※当該設備は、簡易点検対象設備	1台
2	エアハンドリングユニット SH-14 (新晃工業(株)) a. ファンモーター絶縁試験 b. 注油 c. ベルト調整 d. フィルター清掃	1台
3	エアハンドリングユニット DC-3 (新晃工業(株)) a. ファンモーター絶縁試験 b. 注油 c. ベルト調整 d. フィルター清掃	1台
4	冷水ポンプ a. モーター絶縁試験 b. グランドパッキン点検調整	1台
5	天吊パッケージ形冷房機 (三菱) a. フィルター清掃 b. 点検調整 ※当該設備は、簡易点検対象設備	5台
6	壁掛ルーム形冷房機 ※当該機器は5月と11月のみ実施 (Panasonic) a. フィルター清掃 b. 点検調整	1台
7	換気扇フィルター清掃	7台

個人情報取扱特記事項

(個人情報保護の基本原則)

- 1 受注者は、個人情報（個人に関する情報であつて、特定の個人を識別できるものをいう。以下同じ。）の保護の重要性を認識し、この契約に基づく業務を実施するに当たり、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報を適正に取り扱わなければならない。

(秘密の保持)

- 2 受注者は、この契約に基づく業務に関して知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は契約の目的以外の目的に使用してはならない。
この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

(業務従事者への周知)

- 3 受注者は、この契約による業務に従事している者に対して、在職中及び退職後においてもこの契約に基づく業務に関して知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は契約の目的以外の目的に使用してはならないことなど、個人情報の保護の徹底について周知しなければならない。

(適正な安全管理)

- 4 受注者は、この契約に基づく業務に係る個人情報の漏えい、滅失、改ざん、又は損傷の防止その他の個人情報の適切な安全管理のために必要な措置を講じなければならない。

(再委託の制限等)

- 5 受注者は、発注者が承認した場合を除き、個人情報の取扱い業務を再委託してはならない。また、再委託する場合にあつては、受注者は、再委託先への必要かつ適切な監督を行わなければならない。

(収集の制限)

- 6 受注者は、この契約に基づく業務に係る個人情報を収集するときは、当該業務の目的を達成するために必要な範囲で、適法かつ公正な手段により行わなければならない。

(利用及び提供の制限)

- 7 受注者は、発注者の指示又は承諾がある場合を除き、この契約に基づく業務に関して知り得た個人情報を当該契約の目的以外の目的のために利用し、又は第三者に提供してはならない。

(複写、複製の禁止)

- 8 受注者は、発注者の指示又は承諾がある場合を除き、この契約に基づく業務に関して知り得た個人情報を複写し、又は複製してはならない。

(安全管理の確認)

- 9 発注者は、受注者が取り扱う個人情報の安全管理措置が適切に行われていることを適宜確認することとする。また、発注者は必要と認めたととき、受注者に対し個人情報の取り扱い状況について報告を求め、又は受注者が個人情報を取り扱う場所で、当該取扱状況を検査することができる。

(廃棄等)

- 10 受注者は、この契約に基づく業務に関して知り得た個人情報について、保有する必要がなくなったときは、確実かつ速やかに発注者への返却、廃棄又は消去（以下「廃棄等」という。）しなければならない。なお、受注者がこの契約に基づく業務に関して知り得た個人情報の廃棄等を行った場合には、発注者に対して、速やかにその旨を書面で報告するものとする。

(事故発生時における報告)

- 11 受注者は、この契約に基づく個人情報に関する事項に違反する事態が生じ、又はおそれがある場合は、直ちに発注者へ報告し、発注者の指示に従うものとする。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

(違反した場合の措置)

- 12 発注者は、受注者が記載事項に違反した場合は、契約を解除することができるとともに必要な措置を求めることができる。